

京都市教育委員会教育長訓令甲第12号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改める。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長にあっては引き続き3日以上、その他の職員にあっては引き続き7日以上、市外への出張については、教育長が命じる。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員給与課)